

町田市下水道ビジョン

次世代につなげる
良好な水環境を目指して

町 田 市

第1章 町田市下水道ビジョンとは

1. 下水道ビジョンの目的

町田市では、主に住環境の改善と河川などの水質保全を目的に、1964年に下水道事業に着手し、2013年度には*市街化区域の污水管整備が概ね完了する予定です。

污水管整備に伴いこれまで伸び続けていた下水道使用料も、節水意識の高まりや節水機器やボトル水の普及により伸びは鈍化傾向にあり、コストの削減、事業の選択、増収策の模索など効率的・安定的な下水道経営に方針転換する必要があります。

このような状況の中、事業費の大きな下水処理場の*改築更新時期を間近に迎え、その将来構想について見極めが必要な時期にきています。

このほかにも、都市化の進展や多発する*ゲリラ豪雨などにより発生する浸水被害への対策、老朽化する施設の適切な維持管理、大規模地震への備え、地球温暖化対策など多くの課題が山積しており、今後の下水道事業のあり方について、長期的な視点に立った方向性を示すことが求められています。

本計画は、『今後の下水道のあり方について長期的な視点に立った基本的な方針や施策の方向性を示し、市民の下水道事業への理解を深め、着実に下水道の役割を果たすこと』を目的に策定するものです。

〔下水道の役割〕

- 住環境の改善
トイレの水洗化や汚水の速やかな排除により、快適な住環境づくりに資する。
- 公共用水域の水質保全
汚水を下水処理場で処理し、河川や海の水質向上に寄与する。
- 浸水の防除
雨水を速やかに河川に流し、家屋の浸水を防いで生命や財産を守る。
- 環境負荷の軽減
地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を図る。
下水道の持つ資源・エネルギーの有効活用を図る。

〔社会状況の変化〕

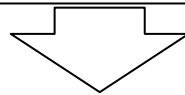
- ・ 低成長社会の到来
- ・ 人口減少、少子高齢社会の進展
- ・ 事業の透明性の確保、効率化への要求の高まり
- ・ 住民の行政への関心の高まり
- ・ 資源・エネルギー問題、地球温暖化問題の深刻化

〔下水道を取り巻く状況の変化〕

- ・ 節水型社会の到来（節水機器、ボトル水の普及）
- ・ 河川や海の水質向上への要請
- ・ 老朽化する下水道施設の増加
- ・ 下水道施設の増加に伴う維持管理コストの増大
- ・ ゲリラ豪雨の頻発化
- ・ 大規模地震発生への恐れ
- ・ 災害発生時のより速やかな対応の要請
- ・ 潤いのある水辺空間への関心の高まり

〔町田市下水道の課題〕

- ・ 下水道使用料収入の伸びの鈍化
- ・ 起債残高の上昇
- ・ 市街化区域内に残る未整備箇所の解消
- ・ 市街化調整区域の未対策汚水の解消
- ・ 事業費の大きな処理場の更新
- ・ 河川や海の水質改善を目指した処理水質向上の要請
- ・ 水量、水質の見直しに伴う処理場の再検討
- ・ 汚水流入見通しの変更に伴う処理場の必要能力の見直し
- ・ 雨水整備の遅れ
- ・ 河川整備の遅れによる影響
- ・ 整備段階から維持管理段階への移行
- ・ 未耐震化施設の解消
- ・ 温室効果ガス削減への取り組み
- ・ エネルギー・資源の有効利用
- ・ 下水道に関する情報発信の不足



〔ビジョン策定の必要性〕

- 市街化区域の汚水管整備が概ね完了した後の下水道事業の方向性を定める必要がある。
- 事業優先の考え方から経営の効率化・安定化に方針転換するため、コストの削減、事業の選択、増収策の模索などを行う必要がある。
- 事業費の大きな下水処理場の改築更新時期を迎え、将来構想について見極めが必要となっている。
- 「※公共下水道事業評価委員会」や「※包括外部監査」からの指摘を踏まえ、下水道事業の方向性を明らかにする必要がある。

図 1 計画策定の必要性

2. 下水道ビジョンの位置付け

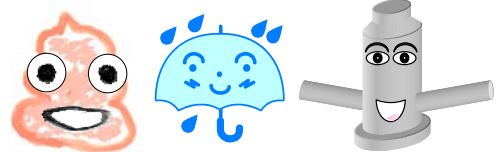
下水道事業は、その整備に相当期間を要することや、下水処理場の設備の改築更新が10年から30年程度で発生することから、長期（30年程度）的な視点に立った計画策定が必要となります。

このため本下水道ビジョンは、『2012(平成24)年度を初年度として、おおむね30年先の下水道を見据えた基本的な方針や施策の方向性を示したもの』であり、位置付けは、『下水道事業を展開していくうえで、最も基本となるもの』です。

本下水道ビジョンでは、以下の点に留意しています。

- ・ 下水道事業の安定経営に重点を置きながら、効率的に事業を進めていくための方向性を示すこと。
- ・ 収入予測と想定される事業とのバランスを考慮して、事業の選択と投資の集中を図ること。
- ・ 関連する町田市の計画や、関連する下水道の計画と整合を図ること（図2）。

ビジョンは30年先の
将来を考えるんだね！



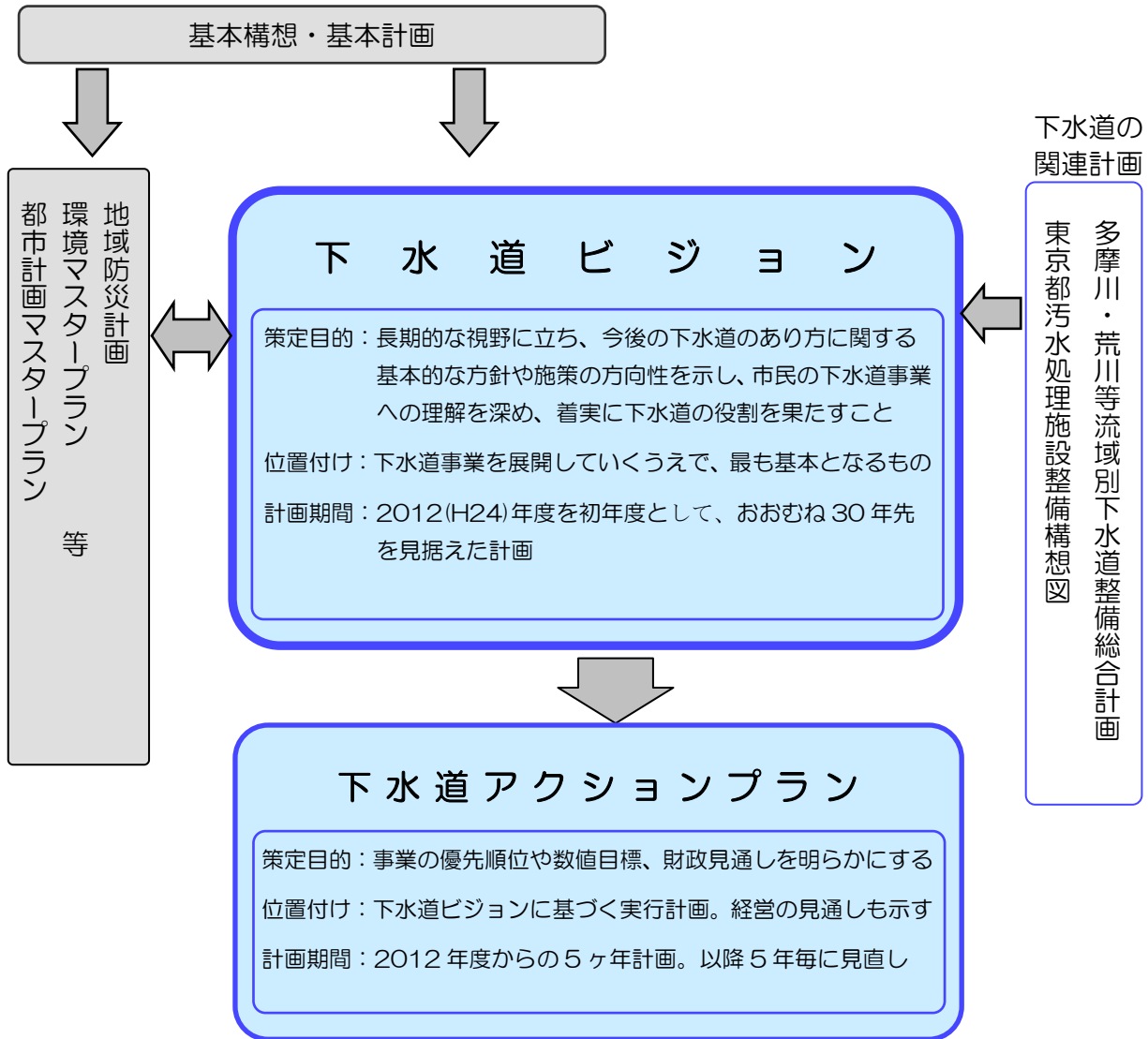


図 2 下水道ビジョンと関連計画の位置付け

第2章 下水道事業の概要

町田市の下水道事業は、1964年の鶴川団地の開発とともに始まり、1971年の町田駅周辺の事業着手で本格化しました。

以降、整備区域を順次拡大し、現在は処理場から最も遠い相原地区の整備を進めており、2013年には市街化区域の污水管整備が概ね完了する予定です。

整備区域の拡大とともに下水道（污水）を利用できる人口は増え続け、2009年度末で398,668人（普及率約94%）が利用可能となっています。

この普及状況は、全国平均を上回っていますが、区部や多摩地域の平均から見ると、やや下回っている状況です。

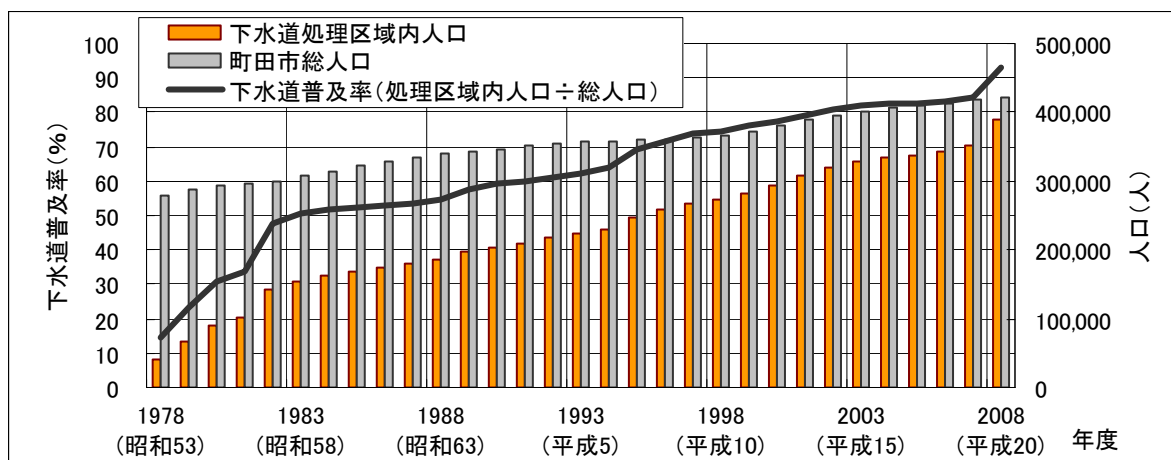
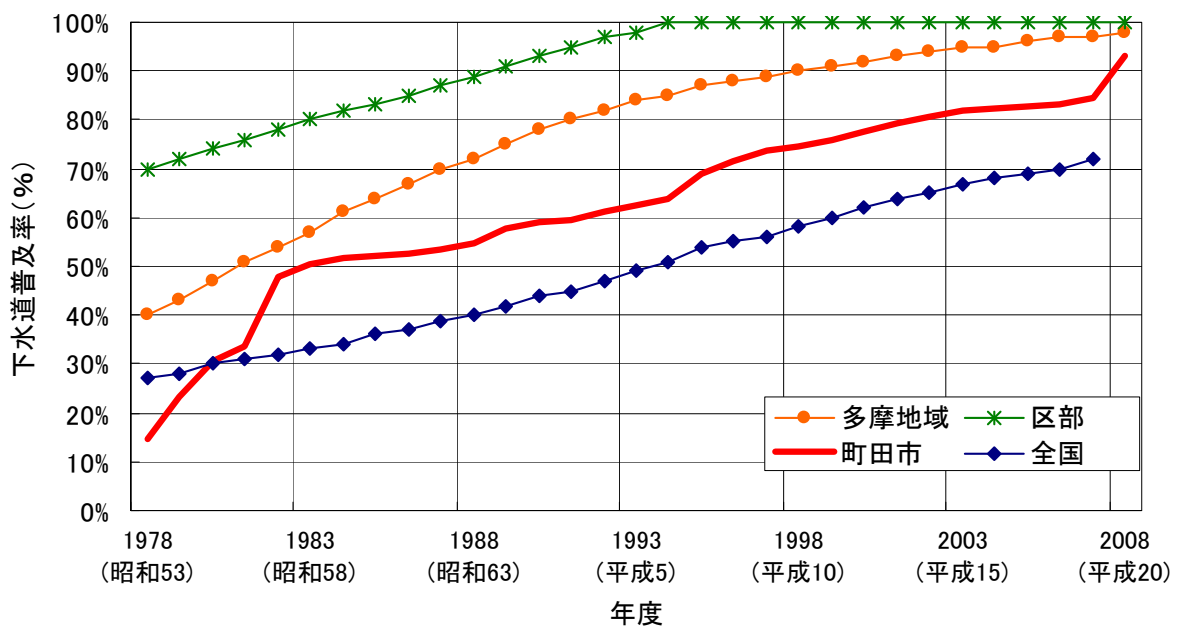


図 3 下水道普及率の推移（町田市）



※下水道普及率：下水道を利用できる人口÷行政人口

図 4 下水道普及率の推移（他都市との比較）

1. 町田市下水道の特徴

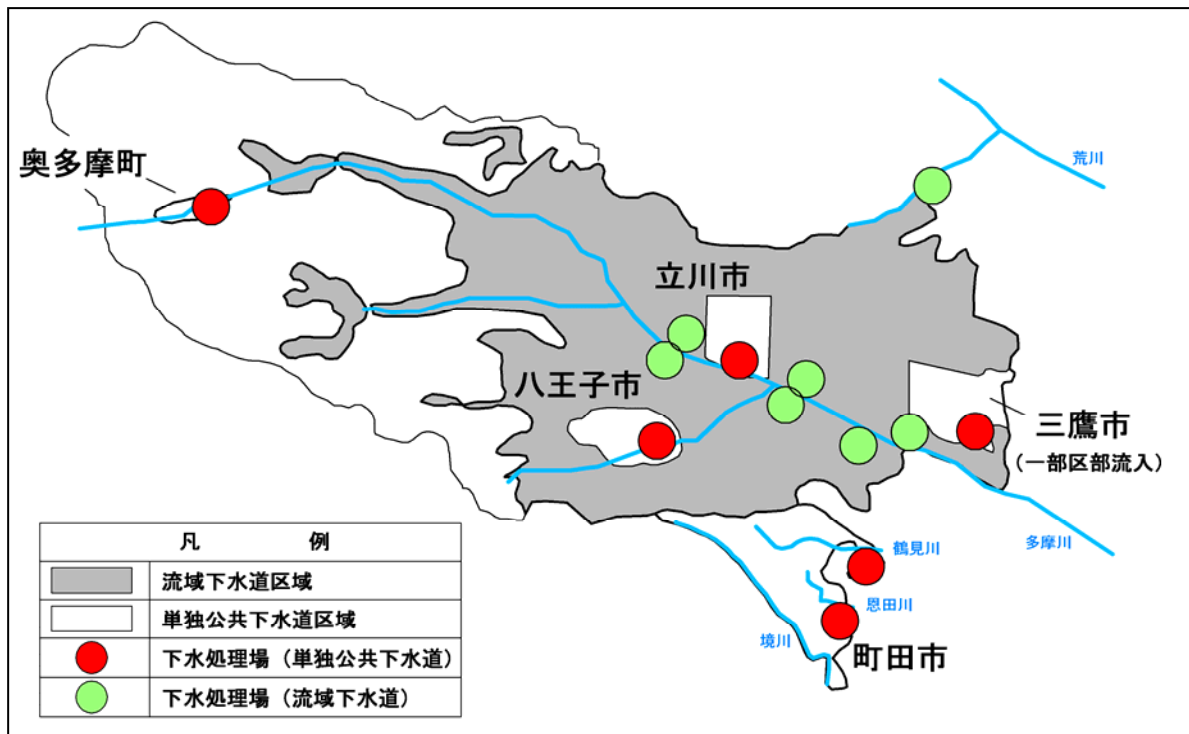
町田市下水道には、以下の特徴があります。

- ◆市内のほとんどが『単独公共下水道区域』となっています。
- ◆『分流式下水道』で整備しています。

1.1. 単独公共下水道とは

多摩地域のほとんどの自治体は、多摩川流域で東京都が整備・維持管理を行っている『流域下水道』の処理場で汚水を処理しています。

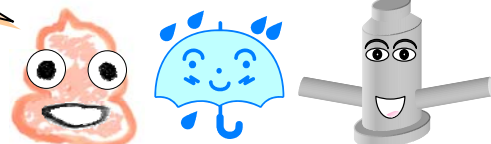
しかし町田市は、多摩丘陵を境にそのほとんどが境川流域及び鶴見川流域という地形条件から、町田市単独で整備・維持管理する『単独公共下水道』として、2ヶ所の処理場で汚水を処理しています。



※多摩地域で、『単独公共下水道』として自治体が整備・維持管理を行っている下水処理場は、町田市、三鷹市、立川市、八王子市、奥多摩町の5市町のみです

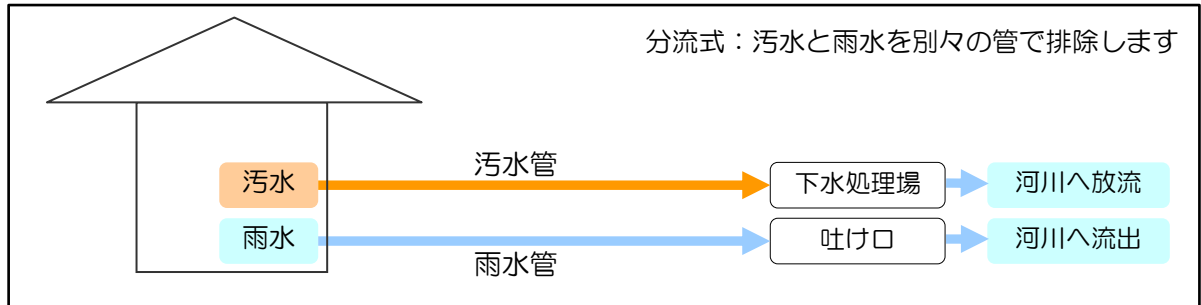
図 5 多摩地域の下水道計画区域の構成(現状)

町田市独自で処理場を作って、
そこで処理してるんだね！



1.2. 分流式下水道とは

下水道の排除方式には、汚水と雨水を同一の下水道管で排除する『合流式下水道』と、汚水と雨水を別々の下水道管で排除する『分流式下水道』とがあります。東京 23 区などは、『合流式下水道』を採用していますが、町田市は『分流式下水道』を採用しています。



※『合流式下水道』は、大雨の際に未処理の汚水が河川へ放流される問題があることから、これを採用している自治体ではその改善を進めています。

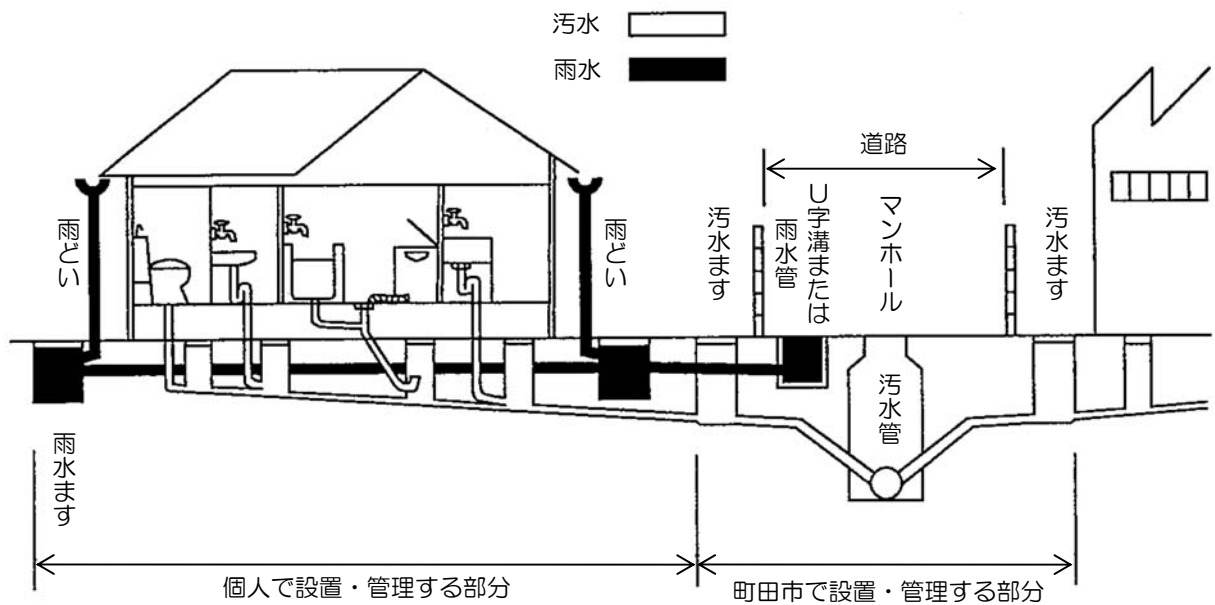


図 6 分流式下水道の概要

汚水と雨水を別々の管で流す「分流式」で進めているんだね！



2. 下水道施設の概要

2.1. 下水処理場とポンプ場

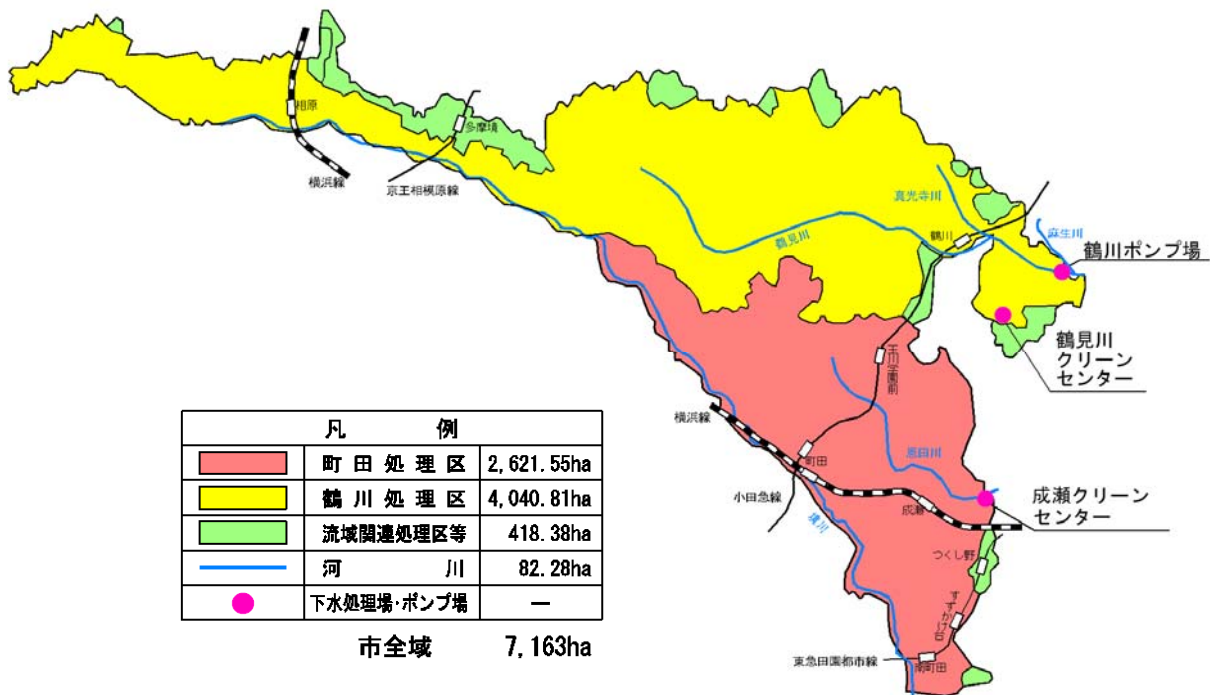
家庭や事業場から排出される汚水は、汚水管や※ポンプ場を通過して下水処理場へ運ばれます。下水処理場は汚水を処理し、きれいな水にして河川や海へ戻すという大切な役割を持っています。

町田市は単独で2ヶ所の下水処理場と1ヶ所のポンプ場を整備・維持管理しています。

地形条件から市域を南北に分け、南部で発生する汚水は成瀬クリーンセンターへ、北部からの汚水は鶴見川クリーンセンターへ運ばれます。

この2ヶ所の下水処理場で、市内で発生する汚水のほとんどを処理しています。

また、一部地域の汚水を処理場に送水するため、ポンプ場が1ヶ所稼働しています。



| 成瀬クリーンセンター | 鶴見川クリーンセンター | 鶴川ポンプ場 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1977（昭和52）年10月稼働 | 1990（平成2）年2月稼働 | 1990（平成2）年4月稼働 |
|  |  |  |
| 南成瀬八丁目1番地1 | 三輪緑山一丁目1番地 | 三輪町284番地1 |

図7 下水処理場とポンプ場

下水処理場の機能には、汚水をきれいにする『汚水処理』機能と汚水処理の結果発生する汚泥を焼却等する『汚泥処理』機能とがあります。

2つの処理場及びポンプ場の概要は表1の通りです。

中心市街地の汚水を処理する成瀬クリーンセンターの方が規模が大きくなっています。

また、成瀬クリーンセンターについては、従来の標準法とこれまでよりも処理水質がよい高度処理法とで汚水処理を行っており、河川や海の水質向上に寄与しています。

表1 クリーンセンター（下水処理場）とポンプ場の概要

| 施設名称 | | 成瀬クリーンセンター | 鶴見川クリーンセンター | 鶴川ポンプ場 |
|----------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|
| 処理開始年月 | | 1977(昭和52)年10月 | 1990(平成2)年2月 | 1990(平成2)年4月 |
| 敷地面積 | | 52,400 m ² | 201,100 m ² | 5,450 m ² |
| 日最大処理能力 | | 115,750 m ³ /日 | 45,500 m ³ /日 | 3,000 m ³ /日 |
| 処理方式 (日最大処理能力×池数) | | 標準法 (10,000m ³ ×10池) 高度処理法 (7,875m ³ ×2池) | 標準法 (5,688m ³ ×8池) | (鶴見川クリーンセンターへ送水) |
| 高度処理化率 | | 13.6% | 0% | — |
| 2009年度 流入実績 | 日平均 | 75,746 m ³ /日 | 38,513 m ³ /日 | 2,893 m ³ /日 |
| | 日最大 | 82,120 m ³ /日 | 41,864 m ³ /日 | — |
| 汚泥焼却炉 | | 45 t/日×1基 (1982年稼働) 50 t/日×1基 (1997年稼働) | 30 t/日×1基 (1990年稼働、休止中) 60 t/日×1基 (2001年稼働) | — |
| 2009年度 焼却実績 | | 日平均 66.9 t/日 | 日平均 29.7 t/日 | — |
| 備考 | | 高度処理法の池は、 2009年度より稼働 | | 汚水中継ポンプ場 |

3. 下水道管の概要

3.1. 下水道管の布設延長

2009（平成 21）年度までに整備した下水道管の総延長は、約 1,488km となっています。

汚水管は、相原地区を除いた市街化区域をほぼ網羅するように布設されています。

一方、雨水管については汚水管整備を優先させてきたためその布設延長は短く、浸水被害が発生していることから、今後も整備が必要な状況です。

表 2 下水道管の布設延長

| 項目 | 汚水管 | 雨水管 | 合計 |
|------|---------|-------|---------|
| 布設延長 | 1,171km | 317km | 1,488km |

※2009（平成 21）年度末現在

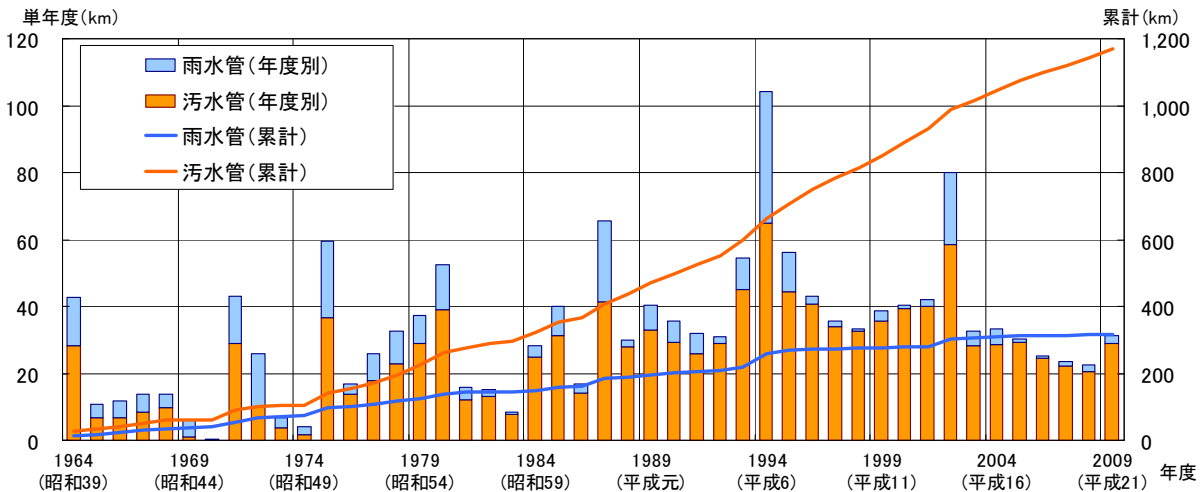
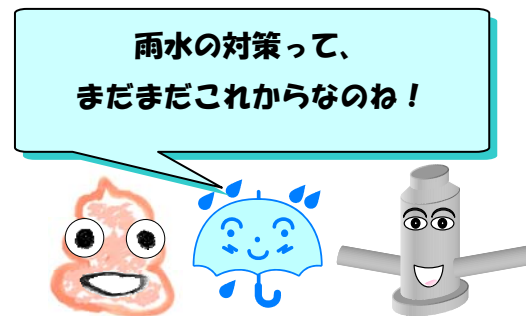


図 8 汚水管と雨水管の布設延長の推移



4. 経営の状況

4.1. 下水道使用料収入の推移

汚水管整備を進め下水道が普及したことで下水道使用料収入も着実に伸び、毎年 50 億円を超えています（図 9）。

近年では、相原地区の整備を進め下水道利用者が増えている状況ですが、節水意識の高まりや節水機器、ボトル水の普及によって使用料収入の伸びが鈍化し、ほぼ横ばいの傾向にあります。

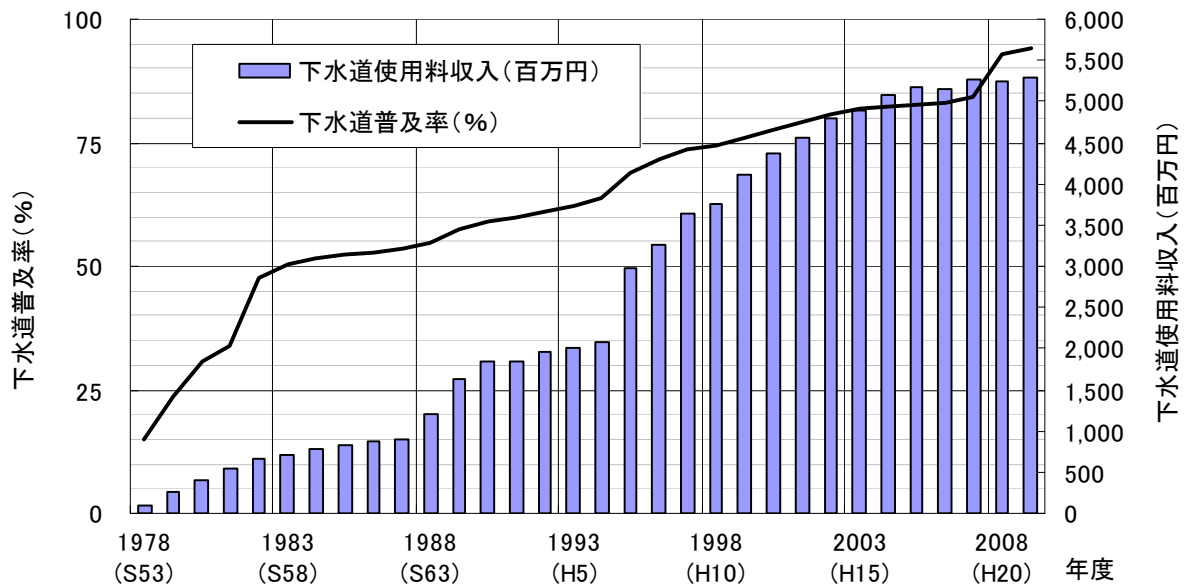


図 9 下水道普及率と下水道使用料収入の推移

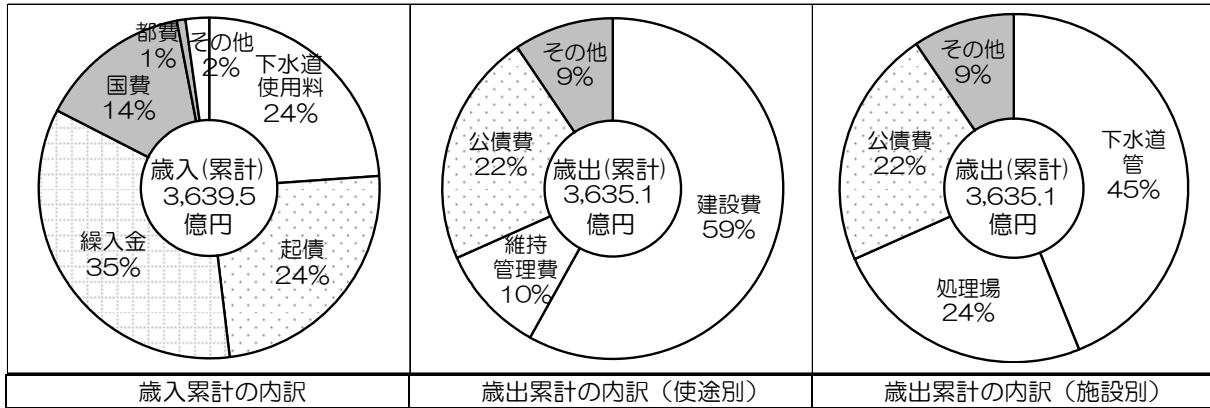
※2008 年に普及率の算出方法を見直ししたため、2009 年に普及率が一時的に伸びています。

4.2. 歳出入の状況

4.2.1 歳出入の割合

(1) 歳出入累計の内訳

これまでに約 3,600 億円の事業費を投入して、下水道整備を進めてきました。

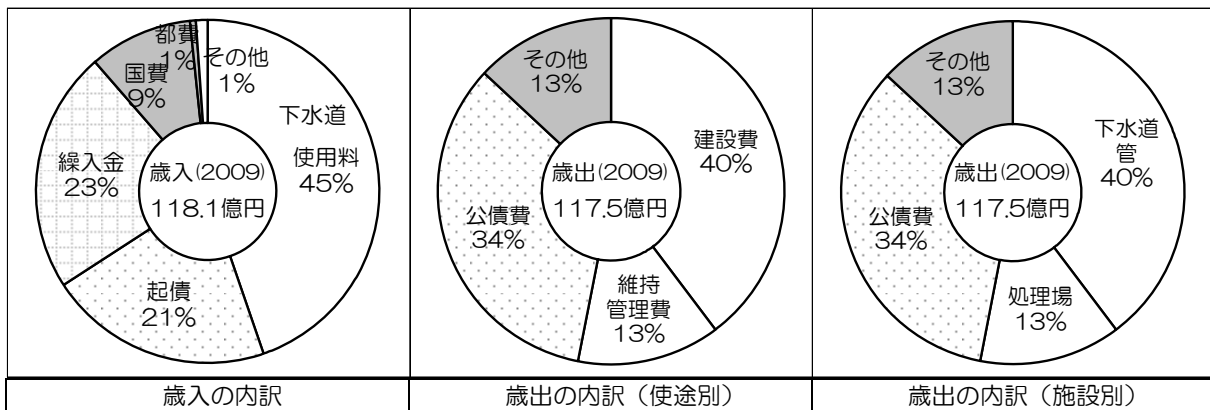


※歳入は前年度繰越金を含みません

図 10 歳出入累計の内訳 (1964～2009 年度)

(2) 2009 年度の内訳

市街化区域の汚水管整備の完了に向け事業を進めていることから、下水道管に係る支出の割合が 40%と高くなっています。



※公債費：下水道整備のために借り入れた※起債(借金)の元金と利子を合わせた返済のこと

※歳入は前年度繰越金を含みません

図 11 2009 年度の歳出入の内訳

4.2.2 歳入、歳出の推移

1994年度まで下水道事業費は増加傾向でしたが、90年代後半のバブル崩壊を境に減少に転じ、近年はピーク時の約8割となっています。

近年、歳入の約1/4を起債が占めており、この起債の返済として、毎年、元金と利子を合わせた額を公債費（起債元利償還費）として支出しています。この支出が歳出の約1/3と大きな割合となっており、経営の自由度が制限されている状況です。

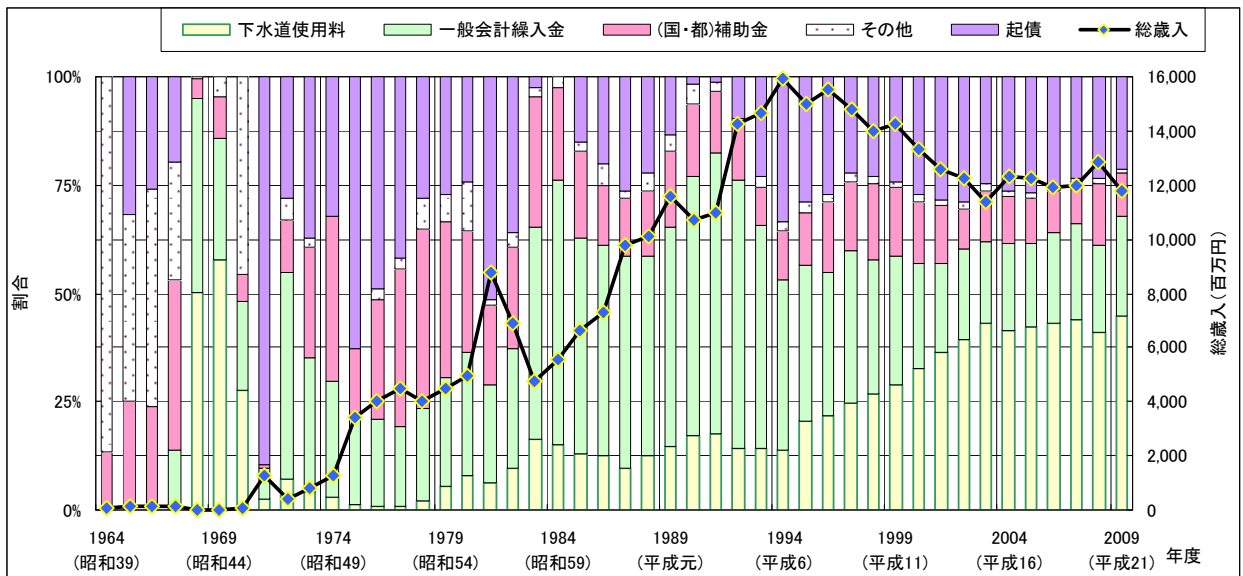


図 12 歳入の推移

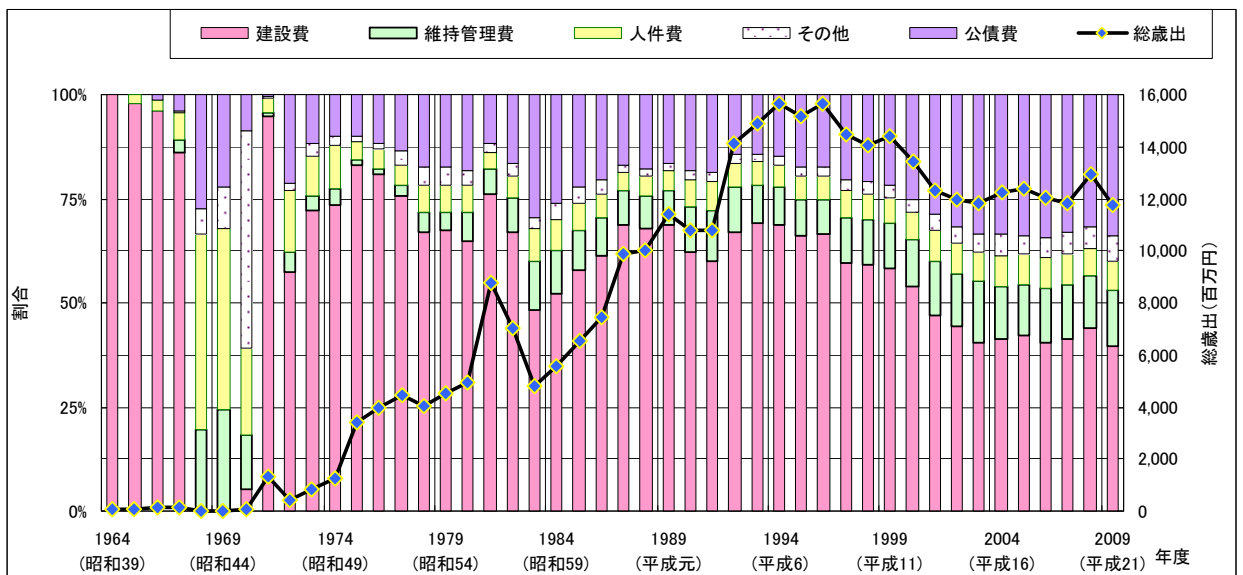


図 13 歳出の推移



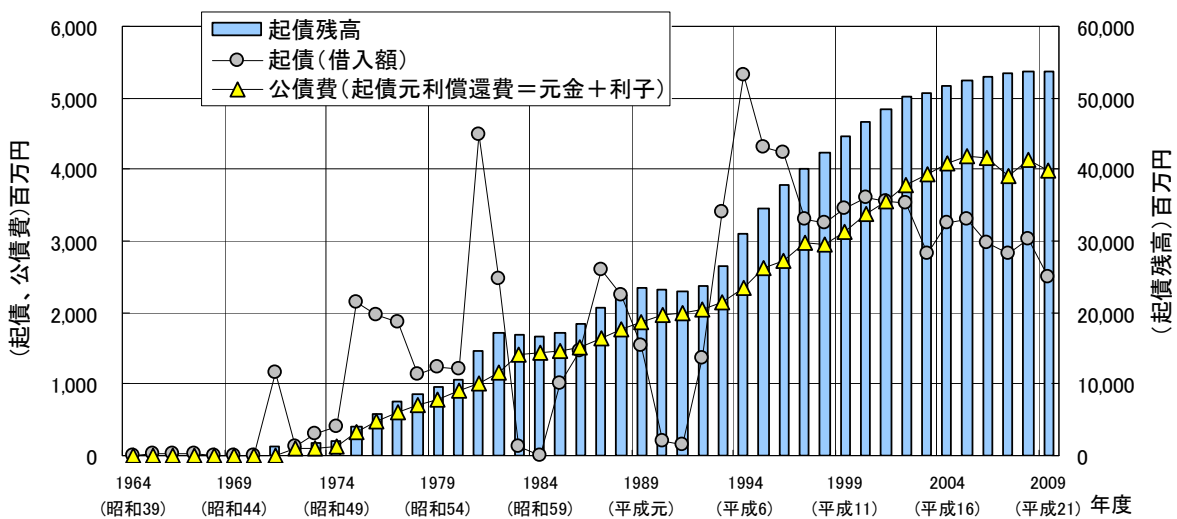
4.3. 起債の推移

「起債」とは、下水道整備の財源として国や金融機関から市が借り入れるもので、その返済が長期にわたるものをいいます。下水道事業を起債なしに行えば、短期間に非常に大きな財政負担を負うことになります。また、市の財産となる下水道施設は長期にわたって利用できるため、現在の市民だけではなく将来の市民にもその経費を負担してもらうことが公平となります。このように起債は、ある年度の過大な財政負担を軽減し、計画的な財政運営を行うための機能を持つだけでなく、税負担の公平性を確保するという側面も持っています。

下水処理場整備を自ら行う町田市の場合、その整備によって一時的に多額の支出が必要となり、その財源として起債の借入額も上昇します。

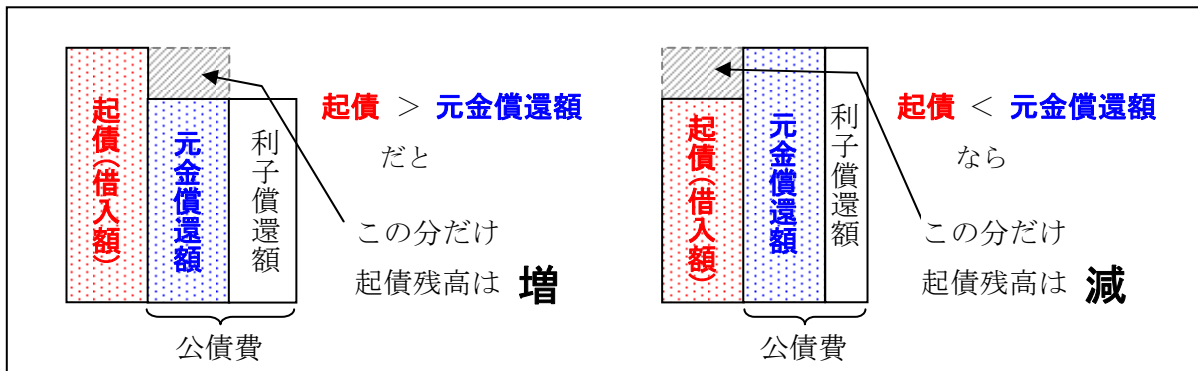
1981年は成瀬クリーンセンターの増設に加えて鶴見川クリーンセンターの用地購入により、また1994年は成瀬クリーンセンターと鶴見川クリーンセンターの増設工事が重なったことにより、起債は大幅な伸びとなっています。

近年は、起債を年30億円程度に抑制していますが、元金償還額が起債の借入額より少ないため起債残高は微増しており、その削減が必要となっています。



起債残高：起債（借入額）のうち未払いのもの。元金の残高。
 公債費：利子と共に、起債（借入額）の支払いを行ったもの。

図 14 起債の推移



第3章 基本理念、基本方針

1. 基本理念

下水道は、住環境の改善と河川などの水質保全や、暮らしの安心・安全の確保など、生活を支える重要な社会基盤として、まちづくりに貢献しています。

1964（昭和 39）年に下水道事業に着手してから 50 年近くを経て市街化区域の污水管整備が概ね完了するところですが、未着手となっている*市街化調整区域への対応、下水処理場・ポンプ場・下水道管（污水管・雨水管）の老朽化した施設の改築更新、地震への備え、近年多発するゲリラ豪雨への対応、環境に配慮したさらなる取り組みなど、まだまだ多くの対策が必要な状況です。

しかしながら、少子・高齢社会の進展、節水型社会の到来、経済成長率の鈍化による税収の伸び悩み等、財政状況が厳しくなることが予測される中、限られた財源のもと、生活を支える下水道を維持・継続していくためには、より効率的・効果的な事業展開を図る必要があります。

将来を見据えた効率的な経営の下、良好で快適な暮らしを支え、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、環境への負荷の少ない*循環型社会の構築を目指し、重要な都市基盤である下水道を健全な状態で次世代につなげていくため、町田市下水道の基本理念を以下のとおりとします。

次世代につなげる 良好な水環境を目指して

健全な下水道を次世代につなげる

良好で快適な
暮らしを
支える

環境への負荷の
少ない循環型社会
の構築を目指す

市民の生命、
身体及び財産
を災害から守る

市民にわかりやすく、
将来を見据えた
効率的な経営を図る

2. 基本方針

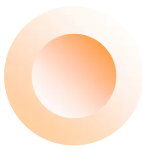
基本理念を実現するための基本方針を以下の3つとします。

次世代に



環境に配慮した施設整備を行い、

より良い環境づくりを進めます



災害に強いまちづくりを進め、

安心な暮らしを築きます



効率的で健全な経営を図り、

より良い下水道サービスに取り組みます



環境に配慮した施設整備を行い、**より良い環境**づくりを進めます

環境意識の高まりにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が求められています。

下水道事業でも、河川など*公共用水域の水質向上や、地球温暖化対策としての*温室効果ガスの削減、資源の有効利用などの環境配慮が求められています。

これらのことから、環境に配慮した施設整備を行い、より良い環境づくりを進めます。



災害に強いまちづくりを進め、**安心な暮らし**を築きます

ゲリラ豪雨や大規模地震及び老朽化した下水道施設による事故の発生は、生活や都市機能に大きな影響を及ぼします。

このため、豪雨による浸水や地震による被災の対策と備えを強化し、災害に強いまちづくりを進め、安心な暮らしを築きます。



効率的で健全な経営を図り、**より良い下水道サービス**に取り組みます

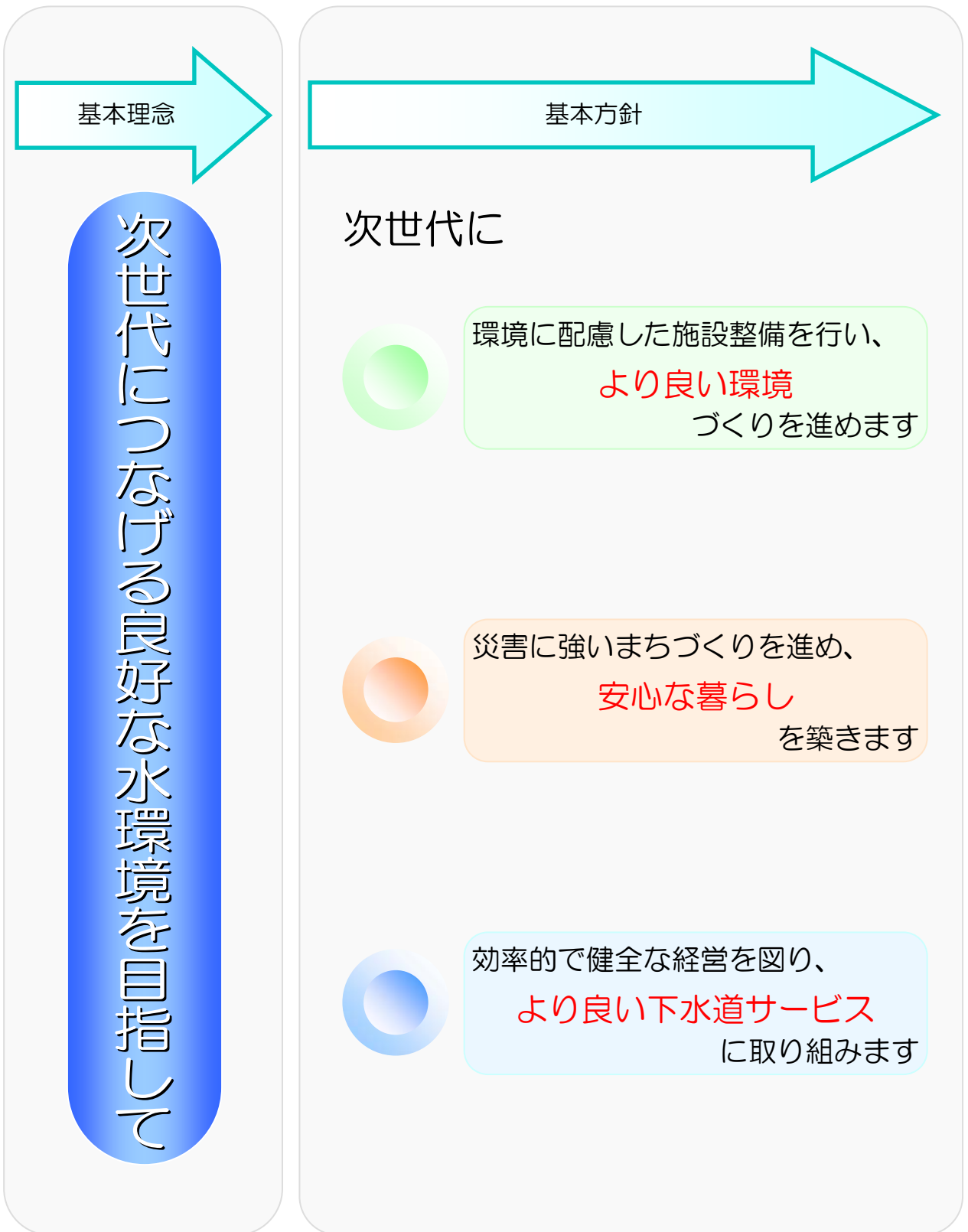
これまで進めてきた住環境の改善を目的とする下水道の普及に加え、今後は、下水処理場の機能高度化や浸水対策、増加する施設の維持管理、老朽化した施設の改築更新等に要する経費の増加が予測されます。

限られた財源のもと、多くの課題に対応するためには、より効率的な事業展開が必要です。

これらを踏まえ、効率的で健全な経営を図り、継続的に下水道事業を推進し、市民の生活を支える下水道のサービス向上に取り組みます。

第4章 施策の展開

基本理念のもと、基本方針を実現するため、以下の施策を展開します。



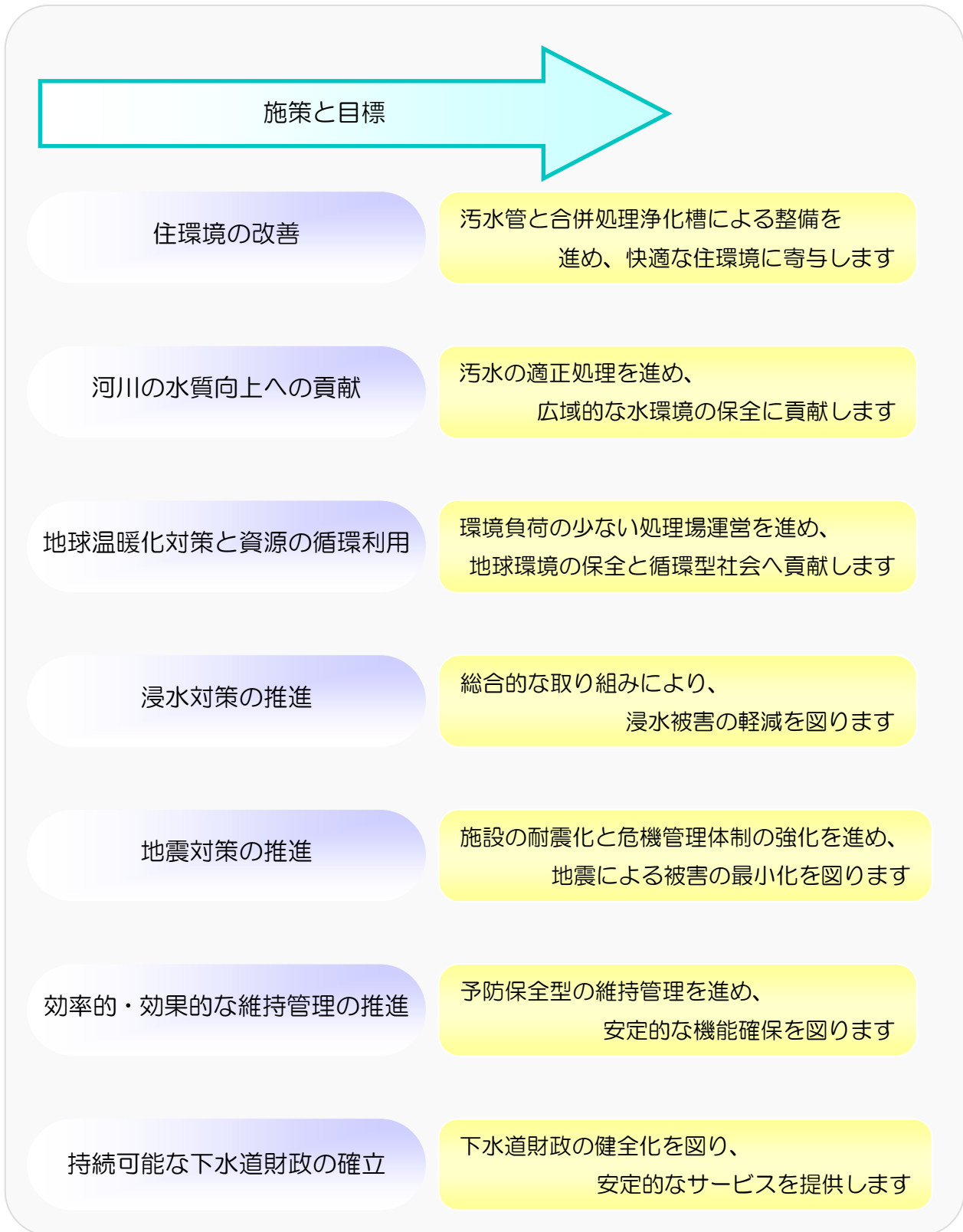


図 15 ビジョンの体系

途中省略

第5章 進捗の管理について

本ビジョンは、おおむね10年ごとに状況を確認します。

なお、「図1 計画策定の必要性 (P.2)」に示した状況や関連計画（「図2 下水道ビジョンと関連計画の位置付け (P.4)」）の見直しにより、下水道ビジョンに大きな影響が生じた場合には見直しを行います。

アクションプランは、本ビジョンに基づき目標設定を行い、5年毎にその達成状況を確認・公表します。

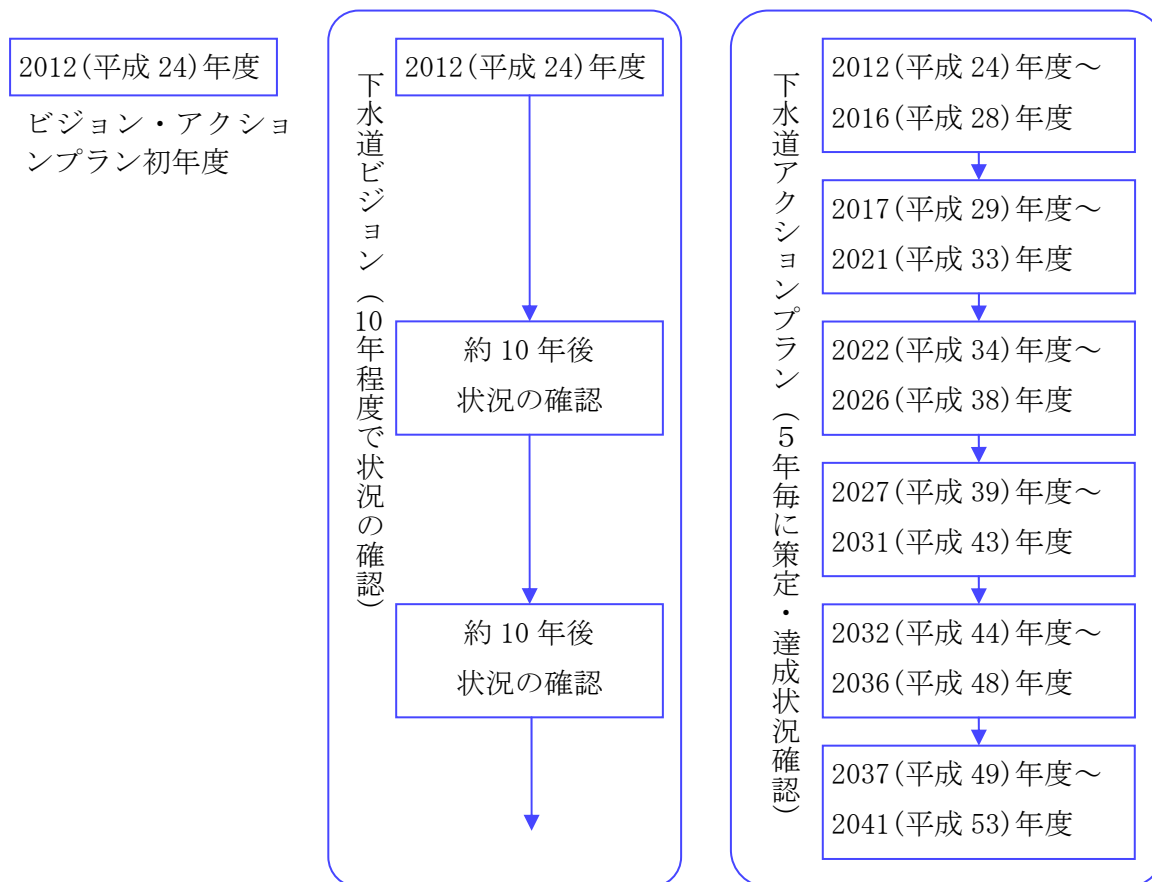


図 16 進捗の管理

第6章 資料編

1. 下水道ビジョン策定経過

1.1. 計画策定体制

(1) 検討組織の構成

上下水道部内で検討を行い、庁内の関連課長で構成する『検討幹事会』、副市長を座長として関連部長で構成する『策定委員会』の順で内容確認を行い、承認が得られた案を『策定懇談会』で議論。出された意見等を踏まえて策定した案を、パブリックコメントを経て、最終的に『経営会議』で決定する。

なお、特に下水道財政に関して専門的見地から意見を述べる役割として『経営アドバイザー』を置き、部内検討段階での財政面に関する助言を行う。

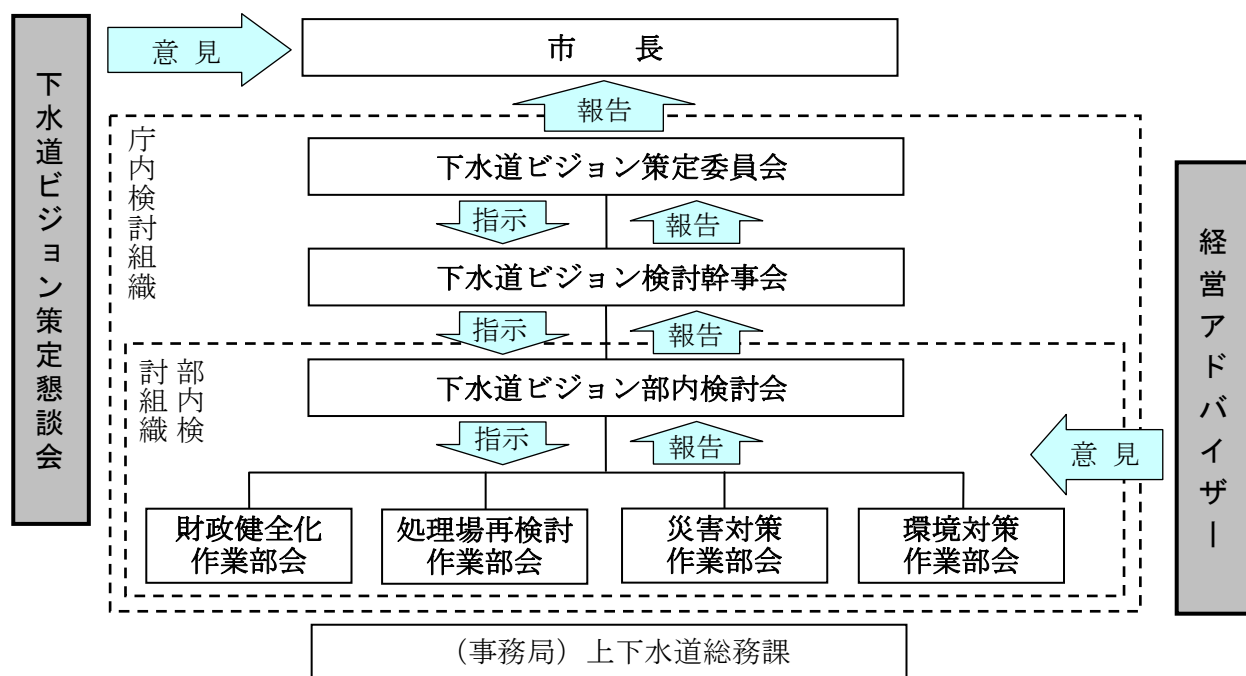


図 17 計画策定体制

(2) 町田市下水道ビジョン策定懇談会

① 懇談会の役割

『下水道ビジョン』及び『下水道アクションプラン』の策定にあたって、第三者の視点から意見する機関。

② 懇談会委員名簿 (敬称略) 2010年11月1日時点

※会長

| 分類 | 名前 | 役職等 | 備考 |
|----------------------|----------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 学識経験者 | タカチホ ヤスナガ 高千穂 安長※ | 玉川大学経営学部教授 | 行政評価分野 |
| | ナガオカ ヒロシ 長岡 裕 | 東京都市大学工学部教授 | 下水道分野 |
| | マツモト ノブコ 松本 暢子 | 大妻女子大学社会情報学部教授 | 都市計画分野 |
| | イチコ タロウ 市古 太郎 | 首都大学東京都市環境学部助教 | 都市防災分野 |
| 町田市町内会・ 自治会連合会の代表 | モリナガ ヒサエ 盛永 久恵 | ・町田市町内会・自治会連合会副会長 ・旭町中央町内会会長 | 町田市町内会・ 自治会連合会推薦 |
| 商工業者 その他事業者 | マツダ ヒデユキ 松田 英行 | ・(株)松田設備 代表取締役 ・町田商工会議所 建設業部会 部会長 | 町田商工会議所 推薦 |
| 公募市民 | イシカワ アキラ 石川 旭 | | 成瀬地区在住 |
| | ワタナベ ヒロシ 渡辺 洋 | | 三輪地区在住 |

③ 町田市下水道ビジョン策定懇談会設置要綱

町田市下水道ビジョン策定懇談会設置要綱

第1 設置

町田市下水道ビジョンの策定に関し、学識経験者等の意見を聴くため、町田市下水道ビジョン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

第2 定義

この要綱において「町田市下水道ビジョン」とは、町田市下水道事業を安定的かつ効率的に実施していくために策定する町田市下水道事業の総合的な計画で、概ね30年間を計画期間として定めるものをいう。

第3 所掌事務

懇談会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市下水道ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 懇談会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 4人以内
 - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 1人
 - (3) 商工業者その他の事業者 1人
 - (4) 市民のうちから公募したもの 2人以内

第5 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第3の規定による報告をしたときまでとする。

第6 会長

- 1 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第7 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第8 庶務

懇談会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

(3) 経営アドバイザー

① 経営アドバイザー設置の目的

下水道事業の総合計画『下水道ビジョン』を策定するにあたり、下水道財政の健全化や効率的な事業展開に関して、専門的見地からの意見を聞くため。

② 経営アドバイザーの役割

- (1) 健全な下水道財政のあるべき姿について経営的、効率的な観点からの助言。
- (2) 市で作成する、健全化に向けた下水道財政の見通しに対する助言。

③ 経営アドバイザー（敬称略）

公認会計士 青山 伸一

(4) 庁内検討体制

① 下水道ビジョン策定委員会

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------|
| 委員長 | 上下水道部担当副市長 |
| 委員 | 政策経営部長 政策経営部経営改革室長 財務部長 市民部防災安全担当部長 環境資源部長 都市づくり部長 上下水道部長 |

② 下水道ビジョン検討幹事会

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幹事長 | 上下水道部長 |
| 幹事 | 政策経営部企画政策課長 政策経営部経営改革室担当課長 財務部財政課長 市民部防災安全課長 環境資源部環境総務課長 都市づくり部都市計画課長 下水道ビジョン部内検討会委員 |

③ 下水道ビジョン部内検討会

| | |
|----|----------------------------------------------------------------------|
| 会長 | 上下水道部長 |
| 委員 | 上下水道部上下水道総務課長 上下水道総務課担当課長 工務課長 工務課課長補佐 業務課長 水質管理課長 水再生課長 水再生課課長補佐 |

④ 作業部会の概要

| 作業部会名 | 財政健全化 作業部会 | 処理場再検討 作業部会 | 災害対策 作業部会 | 環境対策 作業部会 |
|--------------|---------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 部会長 | 業務課長 | 水再生課長 | 工務課長 | 水質管理課長 |
| 部会員 | 上下水道総務課、 工務課、業務課、 水質管理課、 水再生課 | 上下水道総務課、 水質管理課、 水再生課 | 上下水道総務課、 工務課、 水質管理課、 水再生課 | 上下水道総務課、 工務課、業務課、 水質管理課、 水再生課 |
| 所掌事務 | 効率的・効果的な 投資と経営基盤の 強化による安定し た経営の検討 | あらゆる可能性を 視野に入れた最適 な処理場のあり方 の再検討 | 自然災害に強い下 水道施設の検討 | 環境に配慮した下 水道施設の検討 |
| 具体的な 検討項目 | ・事業の優先度 ・支出の削減 ・収入の確保 ・起債の削減 など | ・水処理の集約 ・汚泥の集約 ・処理区域の再編 など | ・浸水対策 ・地震対策 ・安全面から見た 下水道施設の更新 など | ・下水道と浄化槽の 役割分担 ・環境面から見た 下水道施設の更新 など |

⑤ 町田市下水道ビジョン策定委員会設置要綱

町田市下水道ビジョン策定委員会設置要綱

第1 設置

町田市下水道ビジョンの策定に資するため、町田市下水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 定義

この要綱において「町田市下水道ビジョン」とは、町田市の下水道事業を安定的かつ効率的に実施していくために策定する町田市下水道事業の総合的な計画で、おおむね30年間を計画期間として定めるものをいう。

第3 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市下水道ビジョンの策定方針に関すること。
- (2) 町田市下水道ビジョンの案を策定すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 上下水道部担当副市長

委員 政策経営部長 政策経営部経営改革室長 財務部長 市民部防災安全担当部長 環境資源部長 都市づくり部長 上下水道部長

第5 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 下水道ビジョン検討幹事会

- 1 委員会に下水道ビジョン検討幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、委員会から付議された事項について調査、検討する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長及び幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長 上下水道部長

幹事 政策経営部企画政策課長 財務部財政課長 市民部防災安全課長 環境資源部環境総務課長 都市づくり部都市計画課長 上下水道部上下水道総務課長 上下水道部工務課長 上下水道部業務課長 上下水道部水質管理課長 上下水道部水再生課長 政策経営部経営改革室担当課長 上下水道部上下水道総務課担当課長 上下水道部工務課課長補佐 上下水道部水再生課課長補佐

- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

第8 作業部会

- 1 幹事会に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、幹事会から付議された事項について調査、検討する。

- 3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、幹事のうちから幹事長が指名する。
- 5 部会員は、上下水道部に所属する職員のうちから幹事長が指名する。
- 6 作業部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

第9 庶務

- 1 委員会及び幹事会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。
- 2 作業部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、2010年5月17日から施行する。

1.2. 計画策定経過

| 項目 | | 検討内容 | 下水道ビジョン 策定懇談会 | 経営 アドバイザー | 下水道ビジョン 策定委員会 | 下水道ビジョン 検討幹事会 | 下水道ビジョン 部内検討会 | |
|-----------------|-----|-----------------------------------------------|------------------|--------------|------------------|------------------|-----------------------|---------------------------|
| 2010年 (H22年) | 2月 | 骨子 ・目的 ・位置付け ・基本理念 ・基本方針 ・施策展開 | | | | | | |
| | 3月 | | | | | | | |
| | 4月 | | | | | | 第5回(4/7) 第6回(4/28) | |
| | 5月 | | | 5/17 | 第1回(5/26) | 第1回(5/18) | | |
| | 6月 | | | | | | 第7回(6/16) | |
| | 7月 | | | | | | | |
| | 8月 | | | | | 第2回(8/24) | 第8回(8/18) | |
| | 9月 | | | | | 第2回(9/29) | 第9回(9/8) | |
| | 10月 | | | | 10/25 | | 第3回(10/29) | 第10回(10/4) 第11回(10/27) |
| | 11月 | | | 第1回(11/17) | | 第3回(11/4) | | |
| 2011年 (H23年) | 12月 | ビジョン | | | | 第4回(12/24) | 第12回(12/15) | |
| | 1月 | 素案作成 | 第2回(1/19) | | 第4回(1/11) | | | |
| | 2月 | アクション | 第3回(2/17) | | | | | |
| | 3月 | プラン | | | | | | |
| | 4月 | 素案作成 | | | | | | |
| | 5月 | | | | | | | |
| | 6月 | | | | | | | |
| | 7月 | | | | | | | |
| | 8月 | パブリック コメント | | | | | | |
| | 9月 | | | | | | | |

2. 下水道経営に関する資料

(1) 下水道に要する費用とその財源

歳出と歳入の構成概要を表 3に示します。

表 3 歳出と歳入の構成概要

| | 総歳出の内訳 | 総歳入の内訳 |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 下水を処理するための収支 (収益的収支) | 費用 | 収益 |
| | 維持管理費 | 下水道使用料 |
| | 市借入金の利子（利子償還費） | *一般会計繰入金 |
| | | 下水道使用料、一般会計繰入金 |
| 施設をつくるための収支 (資本的収支) | 支出 | 収入 |
| | 建設改良費 | 補助金（国費） |
| | | 補助金（都費） |
| | | 市の借入金（起債） |
| | 受益者負担金 | |
| | 一般会計繰入金 | |
| 市借入金の元金（元金償還費） | 下水道使用料、一般会計繰入金 | |

一般会計繰入金とは、下水道事業会計に対して、市の一般会計から繰入れられる資金です。

総歳出の主なものは、建設費、維持管理費、借金の返済（起債元利償還費）、総歳入は、市の税金、補助金、下水道使用料、受益者負担金が主です。

歳入の財源は、「税金（公費）で賄う部分」と「利用者（市民等）が負担するお金（私費）で賄う部分」があります。これは、利便性の向上する人が特定されるものはその個人からもお金を徴収し、広く公共のサービスとして事業を行うものは税金で負担するという原則から、それぞれの負担区分を整理しているためです。この原則により、町田市下水道の財源は、表 4 となっています。

なお、下水道の利便性を享受する方が将来に渡るため、世代間の公平性の観点から、借金（起債）を行っています。

表 4 下水道における費用の財源

| | |
|--------------------------------------|---------------|
| 下水の整備と、下水の処理に要する費用のうち利用者（市民等）が負担するお金 | |
| 汚水管の整備の一部 | : 受益者負担金 |
| 汚水の処理に要する費用 | : 下水道使用料 |
| 汚水整備に要した費用のうち借金の返済費用の一部 | : 下水道使用料 |
| 上記以外に要する費用（税金等で賄うもの） | |
| 雨水に要する費用、上記以外の部分など | : 補助金や借金、市の税金 |